

戸塚泉栄工業会会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、戸塚泉栄工業会の会費納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類等)

第2条 会費は、通常会費及び臨時会費の2種類とする。

2 臨時会費は、必要に応じ理事会の承認を得て会長が徴収することができる。

(会費の額)

第3条 前条に規定する通常会費の額は、別表のとおりとする。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、次によるものとする。

(1)納入期限 通常会費

毎年5月末日

(2)納入方法 銀行振込み又は事務局直接払い

(3)指定金融機関 横浜銀行 戸塚支店 (店番号 359)

口座名義人 戸塚泉栄工業会

口座種類 普通預金

口座番号 0280326

(既納会費の処理)

第5条 既納会費は、一切これを返還しないものとする。